

られ、鰥寡孤獨、貧窮無賴の病人を救はせ給はむがため、享保年間、官府より是を建させられ。○下

〔明良帶錄世職〕小石川養生所

此場は、醫道修業之ため、此所に至り、病人に藥を與ふ、是は小普請醫師の歴職なり。

〔醫事漫錄三編〕小石川養生所一件之事○中

小川笙船書上の寫

施藥院被仰付候はゞ、難有仕合可奉存候、町々極貧之病氣を奉伺候に、不便千萬之仕合共御座候、武家方よりも、奉公人大病に付、請人方江返し候處に、請人も、親類にても無御座候者は、散々に看病仕候不道人も多く御座候、其外、無縁の者或は妻子等無御座候貧窮人の煩候には、見殺しに仕候事共おほく御座候、院料之儀は、御當地町々之名主御停止に被仰付候はゞ、名主料金を以て、町町より被召上、院料に被仰付候はゞ、御足金少々之儀にて相濟可申哉と奉存察候左候はゞ、施藥院御普請料計の儀に而可相濟と奉存候、此儀も、少々は御物入に足金、愚意に存當り御座候、名主諸役之儀は、町々家持どもへ廻り名主と申事に被仰付候へば、御公用辨申儀、只今まで之通、相替儀御座ある間敷と奉察候、町人共は、名主料を御公儀様へ差上候而も、其外之名主へ、壹ヶ年中に遣し申金子多御座候を、省申が德分に而御座候間、悅可申と奉存候、名主共の儀は、御政道をたすけ候を、當時の名主共は、欲心おごりのみにて、却て御政道之妨に相成候事共も仕出し申候、此儀御尋に御座候はゞ、町御奉行所江口上にて可申上候。

此ヶ條之儀は、江戸中に施藥院壹ヶ所御建、便なき病人入置、御扶持人醫者衆之内代々療治致し、看病人は、老衰致し、便なき男女可有之候間、其者共を、施藥院江入置申候はゞ、可然旨申聞候、名主共の儀、相尋候處外に變り候儀も無御座候、支配之者江、名主料之外、入目を掛候に付、町々の物入多候の由、笙船申候、然ば只今急に名主役相止候ては、難儀可有御座哉、家持共へ廻り名